

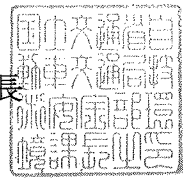
大

受理番号第69号  
受理日 22.2.12

国自環第247号の3  
平成22年2月5日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局  
技術安全部環境課長



マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて

今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成20年国土交通省告示第1532号）等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第40条第2項、第118条第2項、第196条第2項、第252条第2項、第268条第2項及び第284条第2項並びに第118条第3項、第196条第3項、第268条第3項及び第284条第3項に基づく消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

なお、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに自動車検査独立行政法人理事長、軽自動車検査協会理事長及び独立行政法人交通安全環境研究所理事長に対して通達したので了知願います。

記

第1 消音器等の改造及び構造

1. 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造の例について

消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていない（例：ボルト止め、ナット止め、接着）消音器は、細目告示第40条第2項第2号、第118条第2項第5号及び第196条第2項第5号の規定（以下「騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定」という。）に適合しない例とする。

2. 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例について

消音器本体に騒音低減目的以外の目的として装着されている外部構造部品（別紙1図1の網掛けの部品）及び消音器本体以外に装着されている外部構造部品であって、それらを取り外しても騒音防止性能に影響のないもの、並びに消音器本体に取り付け

られた排気バルブを作動させるための制御機構装置(別紙1図2の網掛けの部品)は、恒久的方法により結合されていなくても、騒音低減機構の容易除去可能構造の禁止規定に適合する例とする。

### 3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について

「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器出口側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し」は、細目告示第118条第2項第6号及び第196条第2項第6号の規定(以下「加速走行騒音性能規制」という。)に影響しない改造の例とする。

なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和50年11月12日付け自車第708号、自公第163号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。)記6.(2)の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。

### 4. 使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について

異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添9の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等(加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。以下、第2の4.(2)について同じ。)において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

## 第2 公的試験機関による成績表の発行等

### 1. 公的試験機関について

加速走行騒音試験結果成績表を発行する公的試験機関は次のとおりとする。

- ① 財団法人 日本自動車輸送技術協会
- ② 財団法人 日本車両検査協会
- ③ 財団法人 日本自動車研究所

### 2. 騒音防止性能確認標章について

公的試験機関による騒音防止性能確認標章の発行等については、次のとおりとする。

- (1) 公的試験機関は、加速走行騒音試験の結果、消音器が加速走行騒音性能規制に適合している場合には、申請者の求めに応じ、騒音防止性能確認標章(当該申請対象の自動車に備える消音器を特定することができる確認番号等を記載した耐熱シー

ルであって、車台番号ごとに発行されるものをいう。以下同じ。)を発行することができる。この場合において、公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表に、当該確認番号を記載するものとする。

- (2) (1)の規定により発行された騒音防止性能確認標章は、加速走行騒音試験結果成績表の「写真8 消音器表示」と同一位置に貼付するものとする。
- (3) 騒音防止性能確認標章の様式は、別添1によるものとする。
- (4) 騒音防止性能確認標章の紛失又は棄損による再発行の申請があった場合には、公的試験機関は、騒音防止性能確認標章の再発行を行うことができる。

### 第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い

#### 1. 協定規則と同等な欧州連合指令について

- (1) 細目告示第118条第3項第1号ニ及び第196条第3項第1号ニの「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号\*及び第41号\*にあつては、78/1015/EEC\*又は97/24/EEC\*の指令とし、協定規則第51号\*にあつては、70/157/EEC\*の指令とする。
- (2) 細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則59号\*にあつては、70/157/EEC\*の指令とし、協定規則92号\*にあつては、97/24/EEC\*の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。

##### (協定規則)

- ・協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定
- ・協定規則第92号とは、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)の交換用消音器に関する規定

##### (欧州連合指令)

- ・欧州連合指令78/1015/EEC及び97/24/EECとは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定(97/24/EECには二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)
- ・欧州連合指令70/157/EECとは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定

#### 2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について

- (1) 細目告示第118条第3項第1号ニ及び第196条第3項第1号ニの「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。

- ① 協定規則第9号又は第41号に基づくマーク

例：E4 41R-032439（協定規則第41号第3改訂版の認可をオランダで取得し、その認可番号が2439であることを示す。）

② 欧州連合指令97/24/EECに基づくマーク

例：e2（欧州連合指令97/24/EECの認可をフランスで取得したことを示す。）

(2) 細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

① 協定規則第59号又は第92号に基づくマーク

例：E1 59R-002439（協定規則第59号の認可をドイツで取得し、その認可番号が002439であることを示す。）

② 欧州連合指令70/157/EEC又は97/24/EECに基づくマーク

例：e9 030148（欧州連合指令70/157/EECの第3主要改訂版（92/97/EEC）の認可をスペインで取得し、その認可番号が0148であることを示す。）

3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第2号ロ及び第196条第3項第2号ロの「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

(1) 欧州連合指令70/156/EEC附則VI又は2002/24/EEC附則IV-Aに基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（COCペーパー）又はこれと同等のもの（WVTAラベル・プレート）を有する自動車

ただし、欧州連合指令の規定に基づく少数生産車（年間生産台数が四輪車500台（一部250台）未満、二輪・三輪車200台以下のものをいう。なお、車両識別番号（VIN）の3桁目の記号が「9」である自動車はこれに該当する。以下（2）において同じ。）にあつては、この限りでない。

(2) 欧州連合（EU）加盟国において生産された自動車（少数生産車を除く。）であつて、EU加盟国の政府が発行する自動車登録証を有する自動車

(3) 協定規則第51号に基づくマークが、車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されている自動車

(4) 協定規則第51号又は欧州連合指令70/157/EECに適合する旨の認可書（協定規則第51号附則Iの車両型式認可書又は欧州連合指令70/157/EEC附則I付録2の車両型式認可書をいう。）の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であつて、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

## 第4 検査における加速走行騒音試験成績表等の取扱い

### 1. 公的試験機関成績表の取扱いについて

公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車又は使用過程において消音器を改造した自動車に対して発行する加速騒音試験成績表については、本通の提示を求めるものとする。

この場合において、騒音防止性能確認標章が発行されている場合は、当該確認標章の発行を受けた自動車の初めての新規検査（予備検査を含む。）の際に、加速走行騒音試験結果成績表の騒音防止性能確認標章確認番号と検査申請車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。

### 2. 加速走行騒音試験結果成績表と検査申請車両の同一性の確認について

改造車の新規検査時提出書面通達に定める細目告示第40条第1項第3号の表の自動車の種別に応じた加速騒音値規制、又は、本通達に定める消音器の加速走行騒音性能規制のそれぞれへの基準適合性について、両通達の規定により、公的試験機関又は自動車製作者等が実施した加速走行騒音試験結果成績表又はその写しにより判定する場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。

この場合において、「構造・装置等が同一である」とは、当該加速走行騒音試験結果成績表中の「試験自動車」欄に記載される項目のうち、「車名」、「型式」（原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）、「原動機型式」、「最高出力」（使用過程車の検査を除く。）、「変速機の種類」（使用過程車の検査を除く。）、「車両総重量」（使用過程車の検査を除く。）、「消音器の個数」、「触媒の有無」（使用過程車の検査を除く。）及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であることをいう。

なお、「車両総重量」にあつては、検査申請車両の車両総重量が同成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合、及び軽い場合であつて、その差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。

### 3. 騒音防止性能確認標章の取扱いについて

使用過程車の検査において、加速走行騒音性能規制への適合性を加速走行騒音試験成績表の提示により確認する場合、騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車は、同規制に適合するものとして取り扱って差し支えない。

## 第5. 指定自動車等の製作者が行う表示

### 1. 製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示（細目告示第118条第3項第1号イ及び第196条第3項第1号イの「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。）を行う

ことができる。

## 2. 製作者表示の内容について

製作者表示は、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標等とする。この場合において、部品番号等の表示であっても、指定自動車等の製作者等の管理下にあることが別途証されたものは、製作者表示として認めるものとする。

## 3. 製作者表示の表示方法について

製作者表示の表示は、次により行うものとする。

- (1) 製作者表示は消音器毎に表示することとする。ただし、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合は、当該部品として構成されているいずれかの消音器に行えばよい。
- (2) 製作者表示は、消音器を自動車に取り付けた状態で見えやすい位置に行うこと。ただし、自動車又は消音器の構造上やむを得ない場合に限りピット及び手鏡等を使用して確認可能な位置とすることができるものとする。また、当該表示は容易に破損・滅失等しない方法（鋳出し、刻印又は金属プレートの固着等）により表示しなければならない。

## 第6 原動機付自転車が備える消音器の取扱い

原動機付自転車が備える消音器の取扱いは、第1～第3及び第5の規定を準用する。

なお、第3の規定を準用する場合において、自動車に適用される協定期則及びこれと同等の欧州連合指令は、それぞれ原動機付自転車に係る協定期則及び欧州連合指令に読み替えて適用するものとする。

別添1：騒音防止性能確認標章

ANT - ○○○ - △△△△

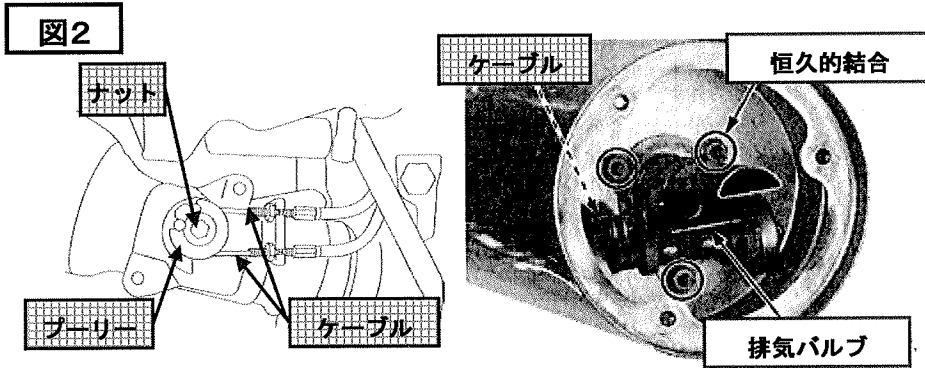
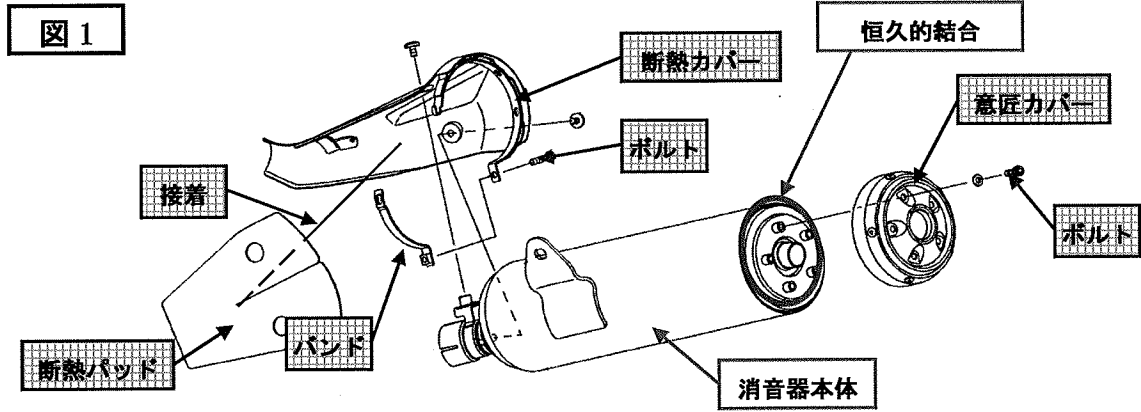
↑  
①

↑  
②

↑  
③

- ①加速走行騒音試験を実施したことを示す記号
- ②公的試験機関の略称（アルファベット）
- ③確認番号（試験車両毎に公的試験機関が決定する番号）

別紙1：消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例



※二輪車について、消音器本体の後端に恒久的方法により結合されていない意匠カバーを装着する車両について、消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造であるかどうかを判別可能とするため、申請書等の添付書面の構造・装置の概要説明書に、「意匠カバーを取り外しても、消音器の騒音低減機構を容易に除去できない構造である」旨を記載するとともに、消音器概略図を添付することとしている。